

「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」の一部改正案の概要

平成22年3月  
経営局協同組織課

## 1 趣旨

農業協同組合、農業協同組合連合会等に対する指導監督を適切に行うため、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（平成14年3月1日付け13経営第6051号経営局長名通知）の一部を以下のとおり改正する。

## 2 主な改正項目

### （1）「非課税措置の適用を受ける厚生連に対する適切な管理」について（1-1-4）

医療法第31条の規定に基づく公的医療機関を設置する厚生（医療）農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）に対する法人税法上の非課税措置について、同法で定められた非課税要件につき当該厚生連において変更があった場合に行政庁に対して報告するよう指導する旨を規定する。

### （2）会計基準の新設・改正に伴う規定の追加について（4-1、4-3、6-1及び6-2-1）

「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）の新設及び「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）の改正に伴い、これらの会計基準を組合に適用する際の留意事項について規定の追加等を行う。

### （3）「非常勤役員の扱いについての特例」について（附則）

農協経営への女性参画の推進を図る観点から、女性役員枠を設置する場合には、非常勤理事数の増加を認める特例措置の適用時期を平成24年度に開催される通常総会まで延長することとする。

## 3 実施時期

平成22年3月31日から施行する。ただし、4-3（5）の追加については平成22年4月1日から施行する。

また、4-1-1の改正については、平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。